

横浜市第10号ESCO事業者を募集!!

～横浜市栄区庁舎 ESCO 事業～ ～9月8日より公募開始～

栄区庁舎の長寿命化対策工事に ESCO 事業を導入します。

導入理由

- 平成16年度策定の「横浜市公共建築物 ESCO 事業導入計画」において、栄区庁舎は、ESCO 事業による省エネルギー効果が大きく、CO₂、光熱水費の大幅な低減が図れることが見込まれます。
- また、多くの設備機器が老朽化による更新時期を迎えており、今回の事業は、省エネルギー化と設備機器更新による建物の長寿命化を併せて ESCO 事業として実施することで、最適な省エネルギー改修を低コストで実施できることが期待できます。

公募について

- 老朽機器更新による区庁舎の長寿命化対策に **ESCO 事業（自己資金型）の仕組みを活用**し、最適な省エネルギー改修提案を事業者から公募する事業です。
- 最終審査において、原則として次点及び次々点となった提案者に対し、公民協働事業応募促進報奨金交付要綱により報奨金を交付します。
- **市内企業の参画が必須**で、市内企業が参加グループの一員となることを条件とする募集です。
- 募集要項は、9月8日からホームページに公開します（ダウンロード可能）
<http://www.city.yokohama.jp/me/machi/archi/esco/index.html> また9月8日～9月10日まで下記にて配布します。（時間 9：00～12：00、13：00～17：00）

配布場所

横浜市まちづくり調整局公共建築部
保全推進課 省エネルギー推進担当
横浜市中区相生町3-56-1 JNビル6階
Tel 671-3996

公募スケジュール(予定)

- ・公募：H20.9.8～9.25(参加表明)
- ・事業者選定：H20.12
- ・予算議決：H21.3
- ・本契約：H21.8
- ・工事完了：H22.3
- ・ESCOサービス開始：H22.4～

公募施設概要

横浜市栄区庁舎
・所在地：横浜市栄区桂町303番地19
・建築構造：RC造 地上4階（本館、新館）
RC造 地上2階（機械室棟）
・延床面積：8,483㎡
・建物しゅん工年：1974年（本館）
：1986年（機械室）
：1993年（新館）

横浜市公共建築物 ESCO 事業導入計画概要

横浜市では、公共建築物の ESCO 事業を効率的に推進するために、既存施設の省エネルギー診断や事業実現性の検討などを行い、事業実施可能な施設へ ESCO 事業を導入する計画を平成16年度に策定しました



栄区庁舎

提案審査

- 提案の審査は、外部委員による「横浜市 ESCO 事業提案審査委員会」において公平に審査し、最優秀提案 1 件及び優秀提案を数件選定します。

横浜市 ESCO 事業提案審査委員会委員

平成20年8月現在

	氏名	職名	役割
委員長	飯田 訓正	慶應義塾大学理工学部システムデザイン工学科 教授	学識経験者(エネルギー部門)
委員 (職務代理者)	吉田 聡	国立大学法人 横浜国立大学大学院 環境情報研究院 准教授	学識経験者(建築部門)
委員	阿部 豊	日産自動車(株)横浜工場 工務部工務課 課長	建築設備部門
	三枝 康雄	(株)浜銀総合研究所 地域戦略研究部 部長	事業計画部門

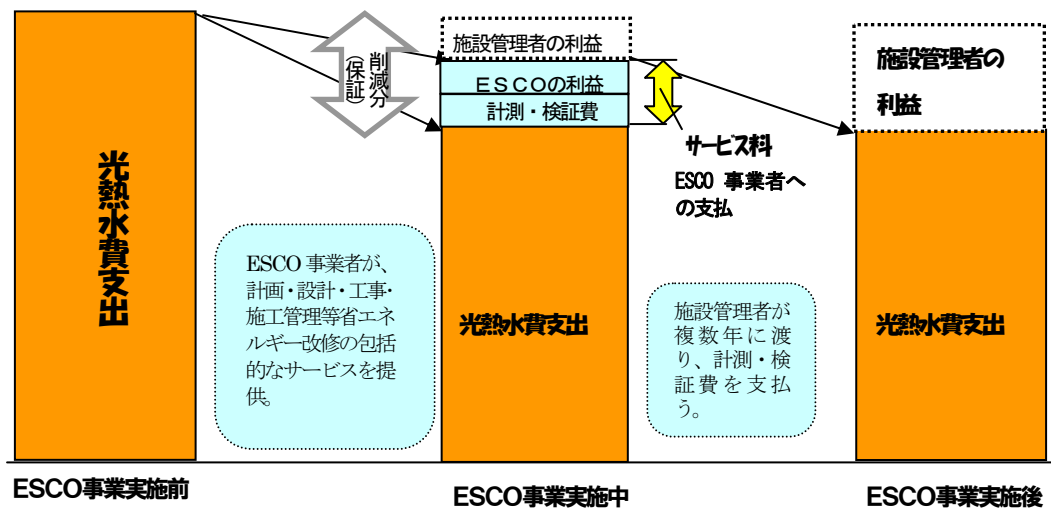
ESCO事業(自己資金型)の仕組み

ESCO 事業とは、既存施設の設備改修において、省エネルギー化と維持管理費の低減を図るため、民間事業者が計画・工事・管理・資金調達等包括的なサービスを提供し、従前の環境を低下させることなく省エネルギー化を行い、その結果得られる効果を保障する事業です。

自己資金型の事業では、省エネルギー改修に係る初期投資を市が行います。一方、ESCO 事業者は市に対して省エネルギー効果を保証し、光熱水費の削減を実現します。市はその削減保証とその実現に対する報酬を ESCO サービス料として事業者者に支払います。

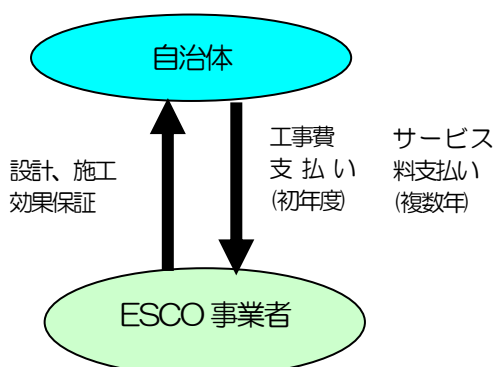
自己資金型では、金利や維持管理費等の費用負担が別途となるため、建物規模が小さな施設や、設備機器の更新が多く必要で、民間資金活用型では採算性が低い建物にも ESCO 事業のスキームを活用できます。

※ESCO=Energy Service Company の略称です。



ESCO事業方式について

自己資金型 (ギランティード・セビングス契約)



民間資金活用型 (シェアード・セビングス契約)

